**ヒューマンウェアイノベーション博士課程プログラム**

**履修生 海外短期渡航 ＜誓約書＞**

* 申請が許可されましたら、**渡航の1週間前までに保険への加入手続き(支払完了まで)**をしてください。同時に、**緊急連絡先(実家等)と現地で連絡可能なメールアドレスを研究室に伝え、また研究室の緊急連絡先(教員の携帯番号等)を複数聞いて渡航に備えて**ください。
* 上記を完了後、渡航の**1週間前までに次ページの誓約書を作成し、「誓約書原紙」、「パスポートコピー(初回のみ)」を提出**してください。
* 本申請にて渡航した履修生は、**事後1週間以内にA4 1枚の報告書**(様式ナシ、自身への成果や今後への影響、さらには他の履修生に有効となる情報等)を提出してください。報告書の内容はHPその他手段にて他の履修生および一般に公開されることがあります。

**<渡航中の不慮の事故等に対する責任について>**

本プログラムとしては、履修生の海外渡航期間における安全と研修成果を生む環境作りに、可能な限りの配慮をいたします。しかしながら、自然災害や不可抗力な事故、参加者自身の故意または不注意により生じた事故等、あるいは所持品の紛失等に対しては、賠償その他の責任を大阪大学（本プログラム）が負うことはできませんので、あらかじめご了承ください。また、当然のことながら、本人の自由行動中の事故に関しても、その責任を負うことは致しかねます。

今回の渡航に関しましては、万一の事故に備え、本学が指定する保険会社・補償内容の海外旅行総合保険に加入していただくとともに、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社(EAJ)が提供する派遣留学生危機管理サービス(OSSMA)にも加入していただきます。航空機の事故に対しては、国際航空協定に準拠して補償されます。

以上の点を了承いただき、次の誓約書をよく読んで理解したうえで署名・提出し、渡航に臨んでください。

**誓約書**

大阪大学

ヒューマンウェアイノベーション博士課程プログラム

プログラム責任者 殿

私はヒューマンウェアイノベーション博士課程プログラムにおいて海外渡航するにあたり、以下の事項を守ることを誓約いたします。

1. 渡航中は、大阪大学が派遣する学生であることを自覚し学生としての品位と矜持をもって行動するとともに、訪問先の規則を守り、学業・研究活動に精励いたします。
2. 渡航の期間を満了いたします。
3. 訪問先の国の法令を遵守し、文化・風習・慣習を尊重し、社会秩序に違反いたしません。
4. 指導された事項に留意し、行動いたします。
5. 本渡航に関して、指導教員は内容を把握し、その内容に意義があるとことを認めています。また渡航することについて了承しています。
6. 日本国籍の学生は外務省「たびレジ」に登録し、外国籍の学生は母国の大使館または領事館の指示に従うなどの手続きをしました。
7. 日本エマージェンシーアシスタンス株式会社(EAJ)が提供する派遣留学生危機管理サービス(OSSMA)に加入しました。
8. 自己の責任において危機管理を行うこととし、渡航期間について補償されるプログラム指定の海外旅行保険に加入しました。
9. 緊急連絡先(実家等)と現地で連絡可能な連絡先(メールアドレス)を研究室に伝えるとともに、研究室の緊急連絡先(教員の携帯電話番号等)を複数確認しました。
10. 派遣中の自然災害、テロ災害、航空機等交通機関にかかわる事故ならびに前記以外の人為的、不慮不可抗力による事故、あるいは本人の故意または 不注意による事故（本人の持病に起因するものを含む）によって生じた結果について、大阪大学に対して損害賠償請求はいたしません。
11. 渡航先において、大規模自然災害、政治・経済・社会的な危機、各種感染症の蔓延等の危機的状況が発生し、本国外務省等の政府関連機関から発出される海外安全情報等にもとづき、派遣学生の生命・身体に及ぶ危険の度合いを勘案し、大阪大学が研修の延期・中止や帰国の勧告等を行う場合があるが、これによって生じた結果について、大阪大学に対し損害賠償請求はいたしません。
12. 出発前の必要書類は期日までに提出いたします。また帰国後期限内に出張報告書類および報告書(レポート)を提出いたします。
13. 渡航先において、傷病（精神疾患含む）やその他の理由により実施継続に耐えられないとプログラム側が判断した場合は、渡航の延期・中止や帰国の勧告等を行う場合があるが、これによって生じた結果について、大阪大学に対し損害賠償請求はいたしません。
14. 正当な理由なく無断で本渡航を実施しなかった場合、ならびにこの誓約書に記載された事項に違反した場合、さらに安全上重大な問題があるとプログラム側が判断した場合には、渡航許可を取り消されることを了解します。また、渡航中であっても適切でない行為が発覚した場合はプログラム側より帰国の指示を行うことがあるが、このことについて不服申し立てはいたしません。さらにこの場合渡航に生じた費用は請求しないことに同意します。
15. 本渡航を実施することを、家族等関係者は同意し、上記事項の遵守を保証しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 所属研究科 |  |
| 専攻 |  |
| 指導教員名 |  |
| 学籍番号 |  |
| 氏名(直筆) |  |

年 月 日